

陳情配付基準

受理した陳情のうち、次の内容の陳情については、議会運営委員会での協議の上、委員会付託を行わず、全議員配付の取り扱いとする。

- 1 鎌倉市に住所を有しない者（市政に利害関係を有する者を除く）から郵送により提出されたもの
- 2 法令違反、公序良俗に反する行為を求めるもの
- 3 個人や団体を誹謗中傷し、またはその名誉を棄損するおそれのあるもの
- 4 個人の秘密を暴露するもの
- 5 係争中の裁判や異議申し立て等に関するもの
- 6 市職員の身分に関し、懲戒、分限等、個別の処分を求めるもの
- 7 議員の身分に関するもの
- 8 既に採択、不採択等の結論を出した請願・陳情と同一趣旨であり、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの
- 9 本市の事務に属しないと判断されたもの

また、上記に規定するもののほか、議会運営委員会での協議により、委員会での審査になじまないものと判断したものについては、全議員配付の取り扱いとする。